

進法 25 条の趣旨を踏まえて、2003 年には、「受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」

(平成 15 年 4 月 30 日付け 15 国ス学第 1 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通達)が通知され、その後、「受動喫煙防止対策について」(厚生労働省健康局長平成 22 年 2 月 25 日付通知)を受けて、2010 年には、「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」(文部科学省平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同省スポーツ・青少年局企画・体育課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、文化庁文化部芸術文化課長通知)も通知されている。これらの通知は、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」とするほか、「特に、子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」として、とりわけ、学校等においては、受動喫煙防止対策を徹底することを要求している。

教育機関における喫煙対策であるが、小中高校については、かなり「全面禁煙の措置」が進んできている。しかし、大学においては、一昔と比べればだいぶマシにはなってきたとはいえ、まだまだ対策が遅れており、「構内全面禁煙」としている大学はほとんどないというのが現状である。たしかに、4 年制大学であれば、学生の半分以上は成人であるといえようが、逆にいえば、学生の半数に近い者は「未成年者」であるし、そもそも、教育機関には、「子どもたちの健康を守る」ということに対して大きな責任を有しているはずであり、「子どもたちの健康を守る」という視点に立つと、大学を含む教育機関全般に対して、「構内全面禁煙」を義務づけていない現在の法システムは疑問である。

公共交通機関については、2009 年に JR 東日本で、駅構内における「全面禁煙」が実施されるようになり、以前と比較すれば、かなり改善している。しかし、たとえば、新幹線のホームでは、いまだに「喫煙コーナー」が存在し、多くの新幹線利用者が、たばこの煙の中を移動しなければならない状況にある。受動喫煙を防止するというの

であれば、新幹線のホームに喫煙所を設置すべきではない。

このほか、公園は、たしかに屋外ではあるものの、「多数の者が利用する公共的な空間」であるほか、「特に、子どもの利用が想定される公共的な空間」でもあると思われるが、特に「全面禁煙」にするルールがあるわけでもなく、管理者の判断に委ねられているように思われるが、疑問が残るところである。

以上を踏まえると、「全面禁煙」とすべき場所であると考えられる「医療機関、教育機関、公共交通機関、公園」などを、「空間分煙」などの不十分な規制で済ませている法システムには問題があるように感じる。ちなみに、神奈川県条例では、「特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設」(2 条 3 号ア)である「第 1 種施設」として、たとえば、学校、病院、物品販売店、公官庁施設などを列挙し(別表第 1)、これらの施設には「禁煙」が義務づけられている(9 条 1 項)。

6. 路上喫煙防止条例

路上喫煙防止条例については、以下 2 つの問題点を指摘することができる。

(1) 「実効性確保」の法システムの未整備

本報告書冒頭のところで、「たばこをめぐる法規制の日本法の特徴として、行政的喫煙規制が、比較法制度的にみて際立って弱いことを指摘できる」と述べたところであるが、例外的に、路上喫煙規制については、比較法制度的にみると、日本はかなり先進的である。諸外国では、「屋内の禁煙」をまず実施する一方で、屋外については「野放し」という状況であるのに対して、日本では、屋内の喫煙規制は甘い一方、条例レベルとはいえ、屋外の路上における規制を実施しているわけである。

路上喫煙に対する規制については、法律に基づく全国的な規制は行われていないものの、地方公共団体による条例が先行しており、代表的な路上喫煙禁止条例である東京都千代田区の「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例」で

は、「区内の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉え（2条7号）、「路上禁煙地区」を指定（21条1項）したうえで、当該地区における、道路上での喫煙行為および道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為を禁止し（21条3項）、路上禁煙地区内で喫煙し、または吸い殻を捨てた者は、2万円以下の過料（当面の間は2000円）に処せられる（24条1項2号）という仕組みになっている。

ところで、筆者による数多くの地方公共団体の担当職員に対するインタビューによると、路上喫煙禁止条例を策定している地方公共団体の現場においては、「実効性をどのように確保するのか」が最大の課題であるという。

実効性を確保するという視点に立つ場合、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対してどのように対応するのかが問題となるが、全国各地の条例を見てみると、①「過料徴収」を明記している条例（千代田区条例をはじめとする多くの条例。なお、過料の額としては、1000円ないし2000円のところが多い。）、②「指導や勧告」を経て「公表」を明記している条例（例、東京都中央区「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」9条2項、10条、東京都文京区「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例」10条、11条等）、③「指導や勧告」のみを明記している条例（例、東京都中野区「中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」9条、埼玉県「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」8条など）、④「路上喫煙禁止」の「努力義務」を課すのみにとどめている条例（例、「東京都台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例」5条等）、の大きく4つのパターンがあるが、上記②③④のパターンの条例で、はたして実効性を確保することができるのかは大いに疑問が残るところである。④のパターンで実効性を確保することができないことはもちろんであるが、②のパターンで「公表」が明記されたからといって、路上で喫煙したという程度の行為に対して「公表」がされるとはまず考えられず、さらに②③のパターンで明記されている「指導や勧告」をするというだけでは、「啓発」という意味合いにとどまり、実効性を確保することができるとまではいえないで

あろう。

次に、上記①の条例についても、条例の中では「過料徴収」を明記していたとしても、行政リソース（人員、予算等）の問題などもあって徴収するための「組織」を整備していない地方公共団体も少なくなく、「過料徴収」の規定はほとんど「絵に描いた餅」状態になっている地方公共団体も少なくなかった。

一方、千代田区条例では、路上禁煙地区内でのポイ捨て行為と路上喫煙行為に対して2万円以下の過料を規定しているほか、特に違反を現認することが容易な路上喫煙行為に対して、運用で「一律2,000円」の過料を科しており（もっとも、本来は規則で規定する必要があるだろう）、実際にも、かなりの過料徴収を実施している⁵¹。過料を規定する条例は、千代田区条例以外にもあるが、本条例が目目されているのは、実際に過料処分をしているからである。これは、公式的権限発動に消極的な日本における行政執行実態に照らしても、きわめて珍しいことである。通常、行政実務においては、過料徴収を法令や条例で明記していたとしても、実際には、なかなか徴収しないことが多いが、千代田区のように、比較的うまく機能している理由として、①徹底的な周知活動をしたこと、②罰金ではなく「過料」としたこと、③「過料を徴収するための組織」を整備したこと、④過料の額が2,000円という「絶妙の額」であること、⑤悪質な者だけではなく「一律過料」としたこと、という5点を指摘することができよう。

千代田区の事例は、かなりうまく機能している地方公共団体の事例であるが、千代田区のように、人的・物的コストを相当程度負担し得る地方公共団体はきわめて稀であるといえよう。多くの地方公共団体では、行政リソースの問題もあり、①徹底的な周知活動をすること、②罰金ではなく「過料」とすること、③「過料を徴収するための組織」を整備すること、④悪質な者だけではなく「一律

⁵¹ 東京都千代田区生活環境条例の仕組みのほか、過料徴収の実態等に関する詳細は、北村喜宣『行政法の実効性確保』（有斐閣、2008年）30頁以下、同『自治体環境行政法〔第5版〕』（第一法規、2009年）275頁以下、同『自治力の情熱』（信山社、2004年）88頁以下など参照。

過料」とすること、等を盛り込んだ条例を策定することはなかなか難しいといえよう。

千代田区条例の法システムにおいても、路上禁煙地区で違反すればただちに過料をとることとなっているが、抵抗されれば強制はできない。「美化・浄化推進モデル地区」内では、過料のほか、改善命令に従わない場合に5万円以下の罰金を科すという仕組みになっているが、罰金を科すことができる（すなわち、現行犯逮捕できる）のは、生活環境を著しく害しているとして期限を定めて改善命令が発せられたのに従わなかった場合に限られている（15条、25条）ので、悪質な者に対しては、実効性は乏しいと考えられる⁵²。

(2) 地方公共団体によって「対応」が異なる路上喫煙規制

路上喫煙に対する規制については、「法律」に基づく全国的な規制は行われていないものの、地方公共団体による「条例」が先行している。しかし、別の言い方をすれば、この状況は、「路上喫煙に対する規制内容や対応が、地方公共団体ごとに異なっている」ことを意味する。しかし、地方公共団体ごとに路上喫煙に対する対応が異なる結果、いくつか弊害を指摘することができる。たとえば、筆者による東京都千代田区の担当職員に対するインタビューによれば、千代田区以外の区と隣り合わせている境界線の地域では、境界線を挟んだ他の区でたばこを吸う人間も少なくないという。

しかし、「一般の路上・公園・広場」などは、各地方公共団体によって「事情」が異なるものであろうか？ すなわち、前述の千代田区条例では、「区内の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉えている（2条7号）が、他の地方公共団体においては、「一般の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉えないことがあるのであろうか？

普通に考えれば、これら「一般の道路、公園、広場」などは「多数の者が利用するもの」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであるこ

とを踏まえれば、これら「一般の道路、公園、広場」などは「公共の場所」ととらえるべきであり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。ただし、「法律」で対応するとなると、実効性確保が困難になることが予想される。

7. 受動喫煙防止条例

受動喫煙防止条例については、以下3つの問題点を指摘することができる。

(1) 「規制対象外」が少なくない受動喫煙防止規制

受動喫煙による被害を防止するために包括的な規制をする全国レベルの「法律」はいまだ策定されていないという状況であるが、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るための新たなルールとして、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が、2009年3月24日に策定され（2010年4月1日施行、一部の条項は2011年4月1日施行）、その後、兵庫県でも同様の条例が策定されている。

神奈川県条例では、「公共的空間」を「不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境」と定義している（2条2号）が、この「公共的空間を有しているかどうか」が、本条例の規制対象になるかどうかの判断基準となっている。そのため、屋外や住居、専ら特定の者が出入りする事務室、宿泊施設の客室などは、条例の規制対象外としている（2条2号カッコ書き）。

たしかに、「住居」や「宿泊施設の客室」はまさにプライベートな空間であり、条例による規制にはなじまないという側面があるかもしれない。しかし、「屋外」や「専ら特定の者が出入りする事務室」まで規制対象外とすることは妥当といえるのであろうか？

さらに、神奈川県条例は、「公共的空間を有する施設」を「公共的施設」と定義し、さらに公共的施設を「第1種施設」と「第2種施設」とに区分して、規制内容に違いを設けている。具体的に言えば、「第1種施設」は「特に受動喫煙による

⁵² 阿部泰隆『政策法学講座』（第一法規、2003年）110頁以下参照。

健康への悪影響を排除する必要がある施設」であって、たとえば、学校、病院、物品販売店、公官庁施設などが該当し、これらの施設には「禁煙」が義務づけられるのに対して、「第2種施設」は「受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設」であって、たとえば、飲食店、宿泊施設、ゲームセンターなどの娯楽施設、サービス業を営む店舗などが該当し、これらの施設には「禁煙」か「分煙」の措置が義務づけられる。ただし、第2種施設のうち、一定規模以下の飲食店および宿泊施設ならびに風営法対象施設のうち、接待飲食店、パチンコ店などの「特定第2種施設」に対しては、「義務」ではなく、「努力義務」にとどめており(21条1項)、いわゆる「スソ切り手法⁵³」が採用されている。同条例の立法過程において、当初は、例外なく「全面禁煙」を求めるという方針であったが、県内の飲食店業界などからの反発が強く、結局、策定された条例では、100平方メートル以下の小規模飲食店などについては、「努力義務規定」にとどめるという内容にトーンダウンした⁵⁴。

以上の問題は、実は、憲法問題に関わる話である。すなわち、神奈川県条例は、飲食店を含む公共施設での禁煙ないしは分煙について条例で規制するものであるが、この規制は、結局のところ、受動喫煙からの県民の健康保護という目的で、喫煙行為だけでなく、飲食店等の営業活動に対する規制も同時に行われることになるので、このような規制が「必要かつ合理的」なものといえるのか、が問題となるのである。すなわち、すべての事業者に対して、「禁煙」か「分煙」の措置を義務づけることとすると、小規模の飲食店の中には、構造的あるいは資金的に分離された喫煙室を設けることができず、結果的に例外なく全面禁煙にする以外に営業を続けていくことができない。この

ような小規模飲食店に対する例外のない規制は、当該飲食店の経営者の権利、すなわち、①全面禁煙にしなれば営業を続けることができなくなるという点で「営業の自由」を、②全面禁煙にする結果、喫煙者である常連客を失い収益が減少するという点で「財産権」を、③喫煙者は喫煙室のある飲食店に行くことになり、全面禁煙の飲食店と喫煙室のある飲食店の比較において、前者に喫煙者の来店可能性が否定されることになる点で「平等原則」を、それぞれ侵害するのではないか、という憲法問題が惹起されるわけである⁵⁵。

以上の憲法問題について、ドイツ連邦憲法裁判所は、2008年7月30日、各州の非喫煙者保護法による飲食店に対する喫煙規制を、狭義の「比例原則」に反するとして違憲判断を下した。そのうえで、同裁判所は、保護法益の重要性から飲食店すべてに例外なく禁煙規制を貫いたとしても、決して「比例原則」には反しないとして、規制の代替案として「全面禁煙」を提示している。

以上のドイツ連邦憲法裁判所の判決に対して、神奈川県条例では、「全面禁煙」ではなく「空間分煙」を認めたほか、100平方メートル以下の小規模飲食店などについては「規制対象外」としたわけであるが、「空間分煙」を認める一方で、一定規模以下の施設を規制対象外とすることは、「平等原則」あるいは「比例原則」に反しないのであろうか?

神奈川県条例によって、同県内に所在する大規模飲食店は受動喫煙防止のための措置が義務づけられるのに対して、小規模飲食店は何ら義務づけられることはないというのは、やはり「公平な」法的取扱いであるとは到底思われぬ。後述する「分煙措置」の問題とも関連するが、「すべての施設」を例外なく「全面禁煙」とする方が、「公平性」という観点からみると妥当であるといえよう⁵⁶。

⁵³ スソ切り手法の内容および問題点に関する詳細は、阿部泰隆『行政の法システム(上)[新版]』(有斐閣、1997年)94頁以下参照。

⁵⁴ 素案の「全面禁煙」から「分煙」を認めるに至った経緯や、「100平方メートル以下の小規模飲食店を規制対象外」とするに至った経緯等については、松沢成文『受動喫煙防止条例—日本初、神奈川県発の挑戦』(東信堂、2009年)157頁以下、177頁以下など参照。

⁵⁵ 井上典之「喫煙規制をめぐる憲法問題—ドイツ連邦憲法裁判所の禁煙法違憲判決を素材に—」法律時報81巻5号(2010年)106頁以下参照。

⁵⁶ たとえば、2007年2月12日のハワイ州議会上院司法委員会におけるマーク・A・レヴィン証言参照。このときの証言は、作田学「マーク・レヴィン教授のご紹介」日本禁煙学会雑誌5巻3号(2010年)77頁以

(2) 喫煙者に都合よく解釈されている「分煙」

神奈川県条例は、「公共的空間を有する施設」を「公共的施設」と定義し、さらに公共的施設を、「特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設」である「第1種施設」と、「受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設」である「第2種施設」とに区分して、「第1種施設」の施設には「禁煙」を義務づけている（9条1項）のに対して、「第2種施設」には「禁煙」か「分煙」の措置を義務づけている（9条2項）。すなわち、同条例では、「分煙措置」も許容しているわけである。ちなみに、同条例では、「公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域」を「禁煙」と定義し（2条6号）、「第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙することができる区域と喫煙禁止区域とに分割すること」を「分煙」と定義している（2条7号）。

しかし、「分煙措置」の義務づけで済ませるという方法で、はたして「受動喫煙防止」が実現できるのだろうか？

現在、日本においては、さかんに「分煙」が提唱されているが、その「分煙」の中身を見てみると、多くのレストランや喫茶店で導入されている「分煙」は、単に「禁煙席」と「喫煙席」を分けて設けるといふものである。しかし、席を分けるだけでは、たばこの煙を遮断することなどできないため、「受動喫煙」を防止することなどできない。単に禁煙席と喫煙席を設けるといふ方法は、私に言わせれば、「分席」であって、決して「分煙」などといえるようなものとはいえない。もちろん、神奈川県の規則では、席を分けるだけの措置を「分煙措置」とは認めていないわけであるが、一般的にも、「単に席を分けるだけでは『分煙』しているとはいえない」というコンセンサスを形成するとともに、法律や条例の中で明記してきちんとルール化することが必要であろう。とすると、神奈川県条例のように、「第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙す

ることができる区域と喫煙禁止区域とに分割すること」を「分煙」と定義するだけでは不十分である。

以上のように、「分煙措置の具体的な中身」とも関連するが、「喫煙することができる区域と喫煙禁止区域とに分割する」という「分煙措置」では、仮に喫煙室を設置するという方法を採用したとしても、とりわけ、喫煙室の入口付近では、入口を開閉する際に、たばこの煙が流れるところであり、喫煙防止にどれほどの効果があるのか疑問である。

ところで、喫煙者は、たばこの問題を「自分だけの問題」と考えており、周囲の迷惑、さらに「周囲の健康問題」とは全く認識していない。このような喫煙者の認識が非喫煙者の認識とは乖離しており、たばこ問題に対する議論をかみ合わないものになっている。現在の運用状況を見てみると、「分煙」という名目の下、喫煙者が喫煙するスペースを確保している一方、周囲の者がたばこの煙に迷惑を被っていたとしても「お構いなし」であり、結局のところ、受動喫煙の防止が実現できていないにもかかわらず容易に「分煙」という言葉が用いられており、喫煙者に都合よく「分煙」という言葉が解釈されているといえる。

以上の背景として、喫煙者はもちろん、非喫煙者においても「受動喫煙による健康被害に対する認識が低い」ことを指摘できるように思われるが、その原因として、たばこ会社が「受動喫煙による健康被害」に関する情報を意図的に隠蔽していることがあげられよう。とすると、「受動喫煙による健康被害」に関する正確な情報を、たばこのパッケージや広告に明記することを義務づけるとともに、法律や条例の中で、「受動喫煙問題は健康問題である」というメッセージを盛り込む方がいいように思う。この点につき、神奈川県条例においては、「受動喫煙」を「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ（喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。）をいう。以下同じ。）の煙を吸わされること」と定義している（2条1号）が、この「受動喫煙」の定義においては、「受動喫煙によ

下でも紹介されているので、参照されたい。

る害」について明記されているわけではなく、「受動喫煙問題が健康問題である」と認識することは難しい。

(3) 地方公共団体によって対応が異なる受動喫煙防止規制

受動喫煙による被害を防止するために包括的な規制をする全国レベルの「法律」はいまだ策定されていない（前述の「健康増進法 25 条」は、「努力義務規定」であり、包括的な「規制」をするものとはいえない）という状況であるが、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るための新たなルールとして、「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」が、2009 年 3 月 24 日に策定された（2010 年 4 月 1 日施行、一部の条項は 2011 年 4 月 1 日施行）。筆者による神奈川県庁の担当職員に対するインタビューによれば、神奈川県条例が策定されて以降、とりわけ、他の都県と接している地域に所在する飲食店では、「喫煙客離れ」が指摘されているという。

しかし、一般の飲食店などは「多数の者が利用する屋内施設」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであることを踏まえれば、一般の飲食店についても、「公共の場所」ととらえることは可能であり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。さらに、「公平性」という観点からみても、都道府県による対応の違いがない方が「公平」であるといえよう。

E. 結論

「たばこ規制枠組み条約の趣旨を踏まえた場合に、日本におけるたばこ規制の法システムは妥当な法システムになっているのか」という視点から、日本における現在のたばこ規制の法システムを概観してみると、実に多くの問題点を指摘することができる。しかし、たばこ規制枠組み条約の趣旨を踏まえれば、日本においては、たばこに対する「行政的規制」の強化は必要不可欠である。そこで、「たばこ規制枠組み条約の趣旨を踏まえて、

日本においては、どのような行政法上の手法を用いてたばこ規制をすべきか」という視点から、「たばこ規制をめぐる今後の法制的課題」について検討する必要があるが、これについては、来年度以降の課題としたい。

F. 研究発表

1. 論文発表

田中謙 『『非喫煙者の権利』は、『喫煙の自由』の内在的制約を顕在化させたものである』関西大学法学論集 63 巻 6 号（2014 年）103-129 頁

2. 学会発表

特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

特になし。

2. 実用新案登録

特になし。

3. その他

特になし。

たばこによる健康被害の法的・倫理的評価と国内法の課題の検討

受動喫煙に関する訴訟・判例等の検討

研究分担者	岡本 光樹	岡本総合法律事務所	弁護士
	片山 律	萱場健一郎法律事務所	弁護士
	谷 直樹	谷直樹法律事務所	弁護士

研究要旨：

本研究では、たばこによる健康被害の法的・倫理的評価に関して、これまで受動喫煙を巡って集積された民事上の裁判の整理を行う。

判決等に示された受動喫煙に対する法的評価は、従前と昨今とで大きな変化が見られる。

かつての判決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を認定していなかったが、近時の判決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を明確に肯定する認定がなされている。

また、かつての判決では、受動喫煙による急性影響を受忍限度などとして損害賠償請求を否定していたの 비해、近時の判決及び和解では、急性影響の損害賠償を肯定している。

職場の使用者が受動喫煙に関する安全配慮義務を負っていることは、既に実務上定着していると評価でき、また、受動喫煙が不法行為を構成することも認められつつある。

A. 研究目的

これまで受動喫煙を巡る民事上の判決が集積され、受動喫煙に対する法的評価は、従前と昨今とで大きな変化が見られる。

本研究では、たばこによる健康被害の法的・倫理的評価に関して、受動喫煙に関する民事裁判の整理を行うことを目的としている。

B. 研究方法

法律家の間で一般的に用いられている判例検索データベース（「判例秘書」及び「Westlaw Japan」）、ウェブサイト等に掲載されている公開情報、新聞等の報道記事、本研究者が関連当事者から直接入手した裁判資料・情報等に基づき、検討した。

（倫理面への配慮）

本研究は、公開された文書及び当事者の承諾を得て提供された情報の分析であり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果

受動喫煙の法的評価を検討する上で、特に重要と考えられる判決及び和解等を下記とりまとめた。

以下では判決・和解の時系列に沿って順に示しつつ、思考整理のため4つのカテゴリー分類を設定して、各冒頭に記述した。具体的には、

[公共]不特定の者が利用する公共的な空間の受動喫煙問題（さらに、「交通」と「屋外」に分

ける)

[製業] タバコの製造販売業者の受動喫煙に関する
責任

[職場] 職場の受動喫煙問題

[住宅] 住宅の受動喫煙問題

の4つに分類した。(もともと、(6) [公共] (交通) ②
などは、[職場]に関する裁判としての側面も有し、
厳密に一つの性質に分けることが困難なものもある。
あくまで理解の参考の為の分類である。)

概ね次の要領で判決・和解を記述した。

凡例

(通し数字) [分類] - 分類内番号 「(本研究者によ
る) 表題」

提訴年月 (省略したものもある), 裁判所,

判決・和解年月日, 結論 (棄却又は認容)

<事案の概要> 又は <概要と結果>

<判決要旨> 判決のうち本研究において特に重要
と考えられる判示部分を示した。なるべく判決文言
を引用するよう心掛けたが、内容を短く理解し易く
示すために本研究者において判決文言を適宜省略・
変更した部分もある。

<意義> 又は <判決に対する批評> 等において、当
該訴訟もしくは判決に対する本研究者の考察を適宜
示した。

記

(1) [公共] (交通) - ① 嫌煙権訴訟

昭和 55 年(1980 年)4 月 8 日提訴, 昭和 62 年(1987
年)3 月 27 日東京地裁判決 請求棄却

<事案の概要>

非喫煙者の国鉄利用者 14 名が国鉄に対して列車の
客室の半数以上を禁煙車にするよう求めた裁判

<判決要旨>

列車内の受動喫煙によって一過性の害並びに不快
感を受けることがあるが、具体的な健康上の被害が
生じるかは必ずしも明らかではない。

不快感を受けることがあっても、その害は、受忍
限度の範囲を超えるものではない。

<訴訟の意義>

訴訟係属中に、被告国鉄は、新幹線だけでなく在
来線の特急にも禁煙車両をもうけていった。原告ら
は実質的に勝訴であるとして控訴しなかった。判決
では被告勝訴であったが、判決後も J R 各社はこの
判決をタテにして喫煙規制をゆるめたりすることは
なく、各駅での禁煙タイム導入も広がった (J R の
禁煙措置の内容については後記(8) [公共] (交通) ③
参照)。

社会運動としては、成果を挙げた例と考えられて
いる。

(2) [製業] - ① 名古屋 煙草製造販売禁止訴訟

被告 JT : 平成 6 年(1994 年)1 月 16 日提訴, 平成 11
年(1999 年)3 月 15 日 名古屋地裁判決

被告 PM : 平成 10 年(1998 年)2 月 25 日提訴, 平成 14
年(2002 年)1 月 31 日 名古屋地裁判決

いずれも請求棄却

<事案の概要>

非喫煙者らが受動喫煙を理由にタバコ会社にタバ
コの製造販売の差止請求を提起した

<判決要旨>

被告においては、任意の措置として、原告が請求
する警告文「たばこには常習性があり、肺がん、心
臓病、肺気腫等の原因となり、周囲の人に強い害毒
を与える」のような表示を加えることは現行法上可
能であるし、そのような措置を被告がとることが望

ましいことはいうまでもない。

しかし、受動喫煙による被害は、比較的軽微な急性影響や嫌悪感や不快感にすぎず、受忍限度の範囲内のものであって、健康被害・人格権侵害の立証がない。

(3) [職場]—① 江戸川区職場受動喫煙訴訟

平成16年(2004年)7月12日東京地裁判決 請求認容(双方控訴せず確定)

<事案の概要>

江戸川区職員が職場での受動喫煙を理由に30万円の慰謝料を江戸川区に求めた裁判

<判決要旨>

受動喫煙の慢性影響を指摘する多くの研究報告がなされている。このような研究報告に対しては、問題があることなどを指摘して、受動喫煙の慢性影響がいまだ証明されていないとする研究報告が存在する。しかしながら、そのような批判にもかかわらず、なお多数の疫学研究が、受動喫煙の慢性影響として肺がんのリスクの増加を指摘し、更には、受動喫煙と心臓疾患との関係や肺がん以外の呼吸器疾患との関係等についても指摘していることからすれば、非喫煙者を継続的に受動喫煙下に置くことによって、非喫煙者の肺がん等のリスクが増加することは否定できないものと考えられる。

被告は、当該施設等の状況に応じ、一定の範囲において受動喫煙の危険性から原告の生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務を負っていたものというべきである。

原告は、診断書を示し、何とかしてほしいと申し出たというのであり、被告としては、診断書に記載された医師の指摘を踏まえた上で、受動喫煙による急性障害が疑われる原告を受動喫煙環境下に置くこ

とによりその健康状態の悪化を招くことがないよう、原告の席の後方二、三メートルの位置に設置されていた喫煙場所を撤去するなどして原告の席を喫煙場所から遠ざけるとともに、自席での禁煙を更に徹底させるなど、速やかに必要な措置を講ずるべきであったにもかかわらず、特段の措置を講ずることなく、これを放置していたのであるから、被告は、原告の生命及び健康を受動喫煙の危険性から保護するよう配慮すべき義務に違反したものとわざるを得ない。

被告は、受動喫煙による急性障害が疑われる原告を受動喫煙環境下に置くことによりその健康状態の悪化を招くことがないよう速やかに必要な措置を講ずるべきであったにもかかわらず、同年4月1日に原告をその希望に沿って異動させるまでの間、特段の措置を講ずることなく、これを放置し、その間、原告において眼の痛み、のどの痛み、頭痛等が継続していたというのであり、かかる義務違反の態様に加え、これにより原告の被った精神的肉体的苦痛の内容、程度、期間等本件に顕れた諸般の事情にかんがみれば、原告に対する慰謝料の金額としては5万円をもって相当と認める。

<判決の意義>

職場が受動喫煙対策をしなかったことが、労働者に対して安全配慮義務違反になることを初めて認めたものであり、重要な意義を有する。この判決以後、職場の安全配慮義務に基づく、受動喫煙裁判が進展することとなった(後述の裁判参照)。

この判決は、受動喫煙による肺がん等の慢性疾患のリスクの増加を認定しつつ、当該事案に関しては、受動喫煙の急性障害について、平成8年1月12日から同年3月31日までの約2カ月半の間の精神的肉体的苦痛の慰謝料として、金5万円の慰謝料を認めた。前記(1)[公共](交通)①や(2)[製業]①の判

決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を認定しておらず、また急性影響については受忍限度などとしていたのに比べ、江戸川区受動喫煙訴訟の判決内容は格段に進歩したと評価できる。

(4) [職場]－② 受動喫煙 解雇訴訟 和解事例

平成 16 年(2004 年)10 月 22 日 東京地裁和解成立
＜概要と結果＞

平成 9 年(1997 年)に被告に入社した原告(女性)が、入社後、社内すべて自由喫煙の環境下で、鼻水、頭痛、発熱、呼吸困難、化学物質過敏症等の症状を生じ、平成 12 年 2 月、平成 13 年 3 月に診断書等を被告に提出し、分煙対策を求めたが、平成 13 年 11 月に解雇された事案。

和解により、被告から解決金が支払われた(金額非公開)。

(5) [公共](屋外)－① 名古屋 健康増進法第 25 条訴訟

平成 17 年(2005 年)3 月 30 日 名古屋地裁判決
請求棄却 (判例集未登載)

＜事案の概要＞

名古屋市の住民で、市立中学校の教員でもある原告が、市役所、市立図書館、市営地下鉄駅構内及び勤務先の中学校構内の受動喫煙に関して、市に対し、国家賠償法に基づき、慰謝料の損害賠償を求めた
＜判決要旨＞

健康増進法 25 条(本件法条)が施行されたことは、国家賠償法 2 条 1 項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵の検討に際しての価値基準として重要な意味を持つ。本件法条が、行政法規としては努力義務であるにしても、その立法趣旨を、一般の民事法上の責任の有無を判断するに際して考慮すべき事情の一つと

して取り込むことは可能である。

本件法条における「受動喫煙」の定義では、「屋外において他人のたばこの煙を吸わされること」は含まれてはいないが、これは屋内と屋外とでたばこの煙が質的に異なるとの趣旨に基づくものではなく、屋外では空気の拡散現象により煙が籠もることが少なく、煙を吸わされる程度が量的に低くなる蓋然性が高いため、行政法規上、より防止すべき優先度の高い室内又はこれに準ずる環境における受動喫煙から措置を講じようとした趣旨に出たものと解される。こと第三者にとって危害の及ぼされる危険性があるかないかという点においては、屋外で他人のたばこの煙を吸わされる場合でも、室内における場合と異ならないというべきである(もっとも、受忍限度の判断に際しては影響する)。

他人のたばこの煙を吸わせる可能性のあるような喫煙供用物の設置又は管理の方法は、屋外であっても第三者に危害を及ぼす危険性はあると評価すべきである。

受動喫煙は、呼吸という生存に不可欠な行為によって健康被害のもたらされる可能性がある点に特色があり、殊に一度閉鎖的な空間で喫煙がされると、換気等の措置を施しても他の者は一定時間に渡り受動喫煙を余儀なくされること、喫煙は、喫煙者の嗜好を満足させるものであるが、公共性や公益上の必要性のある行為であるとまではいえず、1 人の喫煙者の喫煙によって多数の者が受動喫煙に遭うことを考慮すれば、受動喫煙を防止するためには、喫煙場所を十分に密閉されて空気が漏れることのない閉鎖された空間に限る、目的地にたどり着くのに通過せざるを得ない位置には喫煙供用物を置かず、喫煙場所の位置取りは、行きたくない者は行かなくてもすむ場所にするなどの措置が要請されるというべきである。

もっとも、受動喫煙による健康被害が社会的に十分に認知されるに至ったのは近年になってからであり、たばこは一般的な嗜好品であり続けてきた歴史的経緯からすると、自治体が、喫煙嗜好者を含めた住民のコンセンサスを得ていくのにもある程度の期間を要すると考えられる。本件法条の施行後直ちに上記の要請される受動喫煙防止措置の採られることがなくても、当該時点においては社会生活上受忍すべき限度内の受動喫煙であると評価されることもあり得る。

本件一部の場所においては、灰皿を設置する意義には相当の疑義を差し挟む余地があるというべきであるが、本件法条の施行後1年半を経過したのみであること等から、社会生活上受忍すべき限度を超えたものであったとはいえない。

(6) [公共] (交通) - ② タクシー受動喫煙 国賠訴訟

平成16年(2004年)7月22日提訴、平成17年(2005年)12月20日東京地裁判決 請求棄却

<事案の概要>

タクシー運転手ら及び利用者らが、タクシー内の受動喫煙被害を理由に国(国土交通省)に損害賠償を請求した

<判決要旨>

タクシー乗務員は、分煙が不可能な狭い密閉されたタクシー内で副流煙を恒常的に吸わされることになり、その健康に及ぼす影響は看過しがたいものがある。

禁煙タクシーの普及に対する国の適切な対応が期待されるどころ、タクシーの全面禁煙化が望ましいというべきである。

しかしながら、国に行政指導を行使しなければならない義務が生じ、かつその不作為が損害賠償義務を

発生させるということは肯認できない。

<訴訟の意義>

原告らは、判決文の「タクシー乗務員の健康に及ぼす影響は看過しがたい」「タクシーの全面禁煙化が望ましい」等の判示から、実質勝訴判決と判断し、控訴しなかった。

原告ら市民グループは、当該判決をもって、タクシー協会等に働きかけを行った。禁煙タクシーは、3%(平成19年・2007年3月末時点)から3年半後には90%を超えるまでに劇的に全国に普及した。

これも社会的運動としての成果を挙げたものと考えられる。

(7) [職場] - ③ 札幌簡易裁判所調停事件

平成18年(2006年)10月19日 調停成立

<概要と結果>

女性社員が職場での受動喫煙被害を理由に100万円の慰謝料を会社に求めた調停事件。

申立人は、平成12年(2000年)に入社し、約30人の従業員の半数以上が事務室内で喫煙していた。その後、同社は平成14年12月から喫煙場所を給湯室や応接室などに限定する処置を取ったが、給湯室の煙が事務室に流れ込み、分煙対策としては不十分であった。平成16年、申立人の体調はますます悪化し、気管支の痙攣、肺が絞られるような痛み、不整脈、化学物質過敏症が出現し、3ヶ月間休職後、平成17年3月に退職した。

退職後の平成18年4月に調停を申し立てた事案。

裁判所において、80万円の調停が成立した。

(<http://www.nosmoke55.jp/gakkaisi/200612/index.html#kuroki>)

(8) [公共] (交通) - ③ 喫煙者による禁煙措置差止

請求訴訟

平成 19 年(2007 年)12 月 21 日 東京地裁判決

請求棄却(全面禁煙の措置が社会的に容認され、合理性が認められるとされた。)

<事案の概要>

原告は、閉所恐怖を伴う不安神経症を患っており、長時間列車により移動するためには、喫煙が不可欠である等として、被告(JR 東日本)が実施した全面禁煙措置の差止めを求めた

<判決要旨>

被告は、受動喫煙による健康被害等の関心の高まりを受け、昭和 6 2 年ころから徐々に駅の分煙化等の受動喫煙対策を行ってきたが、健康増進法の施行により、更なる受動喫煙対策を行うかどうかを検討し、平成 1 6 年 3 月、①駅の喫煙所をホーム端の 1 箇所集約する、②新幹線、在来線の特急列車について、原則として 1 編成のうち指定席・自由席の各 1 両ずつに喫煙車両を残し、残りはすべて禁煙車両とする、③新幹線ホームには、4 駅 7 箇所に、排煙設備を整えた喫煙ルームを設置する、④首都圏エリアの駅において、朝の通勤時間帯に禁煙タイムを実施するとの対策を実施した。

上記対策実施後において、禁煙・分煙対策について利用者から寄せられた意見の内容は、喫煙派が 2、3 割であったのに対し、禁煙派が 6、7 割を占め、禁煙派からは、より一層の受動喫煙対策を望む意見が多く寄せられた。

また、長野・東北・上越・秋田・山形の各新幹線においては、一部短距離列車を除き、禁煙席の販売効率が、喫煙席の販売効率を上回っていた。

そこで、被告は、平成 1 7 年 1 2 月、長野新幹線、成田エクスプレス、房総特急において、全面禁煙措置を実施し、併せて被告管内の新幹線・在来線特急

のすべてのデッキを禁煙とし、北海道方面の寝台列車の共用スペースを禁煙化した。

上記全面禁煙措置実施後において利用者から寄せられた意見は、同措置に対する反対意見よりも賛成意見の方が多く、更なる全面禁煙措置の拡大を求めるものもあった。

そのため、被告は、列車内の全面禁煙措置を拡大することとし、平成 1 9 年 3 月 1 8 日、東北、上越、山形、秋田の各新幹線及び被告管内を相互発着する在来線特急列車(中央線、常磐線、東北本線、高崎線、奥羽本線、羽越本線)について、全面禁煙措置を実施した。

受動喫煙についての健康への影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究がある。

日本心臓病学会、日本肺癌学会等により構成される 9 学会合同禁煙指導のガイドライン委員会は、全面禁煙措置を実施する以前の被告新幹線においては、喫煙場所からのたばこ煙の流入により粉じん濃度が上昇し、禁煙場所においても、喫煙場所の基準値を超える粉じん濃度が測定されたことがあったとして、平成 1 7 年 2 月 1 0 日、被告に対し、すべての車両内及びホームを含む駅構内において全面禁煙化をするように求めた。

本件禁煙措置によって受ける原告の不利益は、生存に不可欠、又は重大な影響を持つものであるとはいえない。

被告は、健康増進法が施行されたことにより、受動喫煙対策への努力義務を負ったことや、従前から順次行っていた禁煙対策に対する利用者の意見等を踏まえて本件禁煙措置の実施に至ったこと、被告車

両を全面禁煙とすることは、受動喫煙対策の観点からは望ましいと考えられること、被告は、本件禁煙措置の実施にあたり、ホームに喫煙ルーム（排煙設備を完備）を増設することにより、喫煙者に対して一定の配慮をしたことが認められる。

本件禁煙措置は、社会的に容認されるものというべきであって、原告の受ける不利益が受忍限度を超えるということではできない。

喫煙者と禁煙者を不合理に差別するものということではできず、本件禁煙措置には合理性が認められる。

(9) [職場]－④ 札幌地方裁判所滝川支部事件

平成 21 年(2009 年)3 月 4 日 和解成立

<概要と結果>

平成 19 年(2007 年)1 月入社男性社員が職場（建設資材製造会社）での受動喫煙が原因で化学物質過敏症になったとして、勤務する建設資材製造会社を相手取り 2300 万円の損害賠償、解雇無効等を求めた裁判。

入社当時、同社の事務所では、従業員の半数以上が自席で喫煙し、原告は入社直後から頭痛や吐き気、不整脈などの症状に悩まされ、5 月には急性受動喫煙症と診断された。男性は診断結果を上司に提出し、分煙対策を要望したが、会社側は応じなかった。原告の相談を受けた労基署は 8 月、同社の実態を調査し、受動喫煙に関して改善を指導したが、その直後、会社側は原告を解雇した。

平成 20 年(2008 年)1 月、解雇無効訴訟を提訴、2 月に会社は解雇を撤回した。

裁判官の和解勧告により、会社が 700 万円を支払うとの和解が成立した。

<意義>

化学物質過敏症による後遺障害の損害賠償として、

高額な和解が成立した。受動喫煙訴訟の和解金 700 万円との内容が新聞等にも報道され、また厚労省の検討会の資料となったことで、社会的に影響力ある事案となった。

(10) [公共](屋外)－② 北区児童公園 受動喫煙訴訟

平成 21 年(2009 年)11 月 東京地裁に提訴

平成 22 年(2010 年)11 月 訴訟取下げ

<事案の概要>

北区内に居住する原告ら（親子）が、被告（北区）に対し、その設置し管理する公園につき、北区の条例所定の路上喫煙禁止地区に指定するなどして公園内の喫煙を禁じる措置を講じるべきところ、公園内に灰皿を設置して撤去しないため、公園内の自由な行動を制限され人格権を侵害された等として、民法 709 条、国家賠償法に基づき原告 1 人当たり 5 万円の慰謝料の支払を求めた事案

<訴訟の意義>

北区では訴訟係属中の平成 22 年 2 月以降順次、児童遊園および公園の児童エリアから灰皿が撤去された。また、北区では、今後新規に設置される公園では、灰皿は設置されないこととなったということである。

こうした状況から、原告らは、実質的に、北区の公園において子どもの受動喫煙防止を図る施策を求めるといった目的は達成されたとして、訴えを取り下げた。<http://nosmoking.jp/park/>

(11) [職場]－⑤ 神奈川県警 職場上司の違反喫煙訴訟

横浜地裁

平成 23 年(2011 年)1 月 26 日 和解成立

<概要と結果>

庁舎内禁煙とされた神奈川県職場において、課長ほか3名の上司らが、隠れて違反喫煙を継続し、部下に受動喫煙を及ぼしたこと等に対して、部下警察官が慰謝料請求した事案。県（職場）を被告とするのではなく、上司個人3名を被告として訴えた。

被告ら連帯して50万円支払う和解が成立した。

<意義>

職場の安全配慮義務ではなく、違反喫煙した職員個人に対する不法行為訴訟という点で、新たな法律構成の訴訟類型としての意義を有する。

2か月弱（概ね毎日）及びその後5か月間は週1日頻度の受動喫煙について、50万円の慰謝料が認められた。

(12) [職場]—⑥ 受動喫煙うつ病労災認定訴訟

平成24年(2012年)7月11日 東京高裁判決
請求棄却（判例集未登載）

<事案の概要>

平成15年(2003年)5月頃職場が設置した喫煙室から漏れるタバコ煙の影響で、女性職員が種々の身体的症状を発症し、その肉体的苦痛並びに改善要求に対する職場側の不誠実な対応に基づく心理的ストレスにより、平成16年3月頃うつ病を発症したとして、労災認定を求めた事案。

<判決要旨>

うつ病の発症原因として慢性・持続性ストレスの影響が大きいことは、控訴人の主張するとおりである。もっとも、本件喫煙室から流出するタバコ煙による心理的負荷の程度が強いものであったと評価することは相当といえず、他にこの評価を覆すに足りる証拠はない。

仮に、本件事務室におけるタバコ煙の濃度が高く、

控訴人に早期から明確な身体的症状が現れていたとすれば、職場が即時かつ有効な対策を取らなかったことは、強い心理的負荷を与える業務上の要因となったとみる余地がある。

しかし、本件では、職場の対応が客観的にみて妥当性を欠いていたとはいえない。

<判決に対する批評>

本事件は、喫煙室の煙の漏れという、不完全「分煙」の事案である。外への排気がなされず、複数の労働者が苦情を申し立てるほど劣悪な煙の漏れが生じていた。原告（控訴人）は、訴訟において『たばこ規制枠組条約』第8条ガイドライン（平成19年7月）や厚労省健康局長通知（平成22年2月25日）が、分煙（喫煙室の設置）では煙の漏れ等を防止できず、不十分な措置であるから、原則として屋内全面禁煙を要請していると主張したが、この点について、判決文は一切言及することを避けている。裁判所は、分煙を否定することの社会的影響の大きさに躊躇して、本件被害者を切り捨てる判決を出したのではないかと考えられる。

本件は職場を被告としたものではなく、国（労基署）を被告として、労災認定を求めた行政訴訟である。実務上、職場の安全配慮義務の民事裁判（本件以外の[職場]事例はいずれも民事裁判である。）以上に、国に労災認定を求める行政訴訟の方が立証上のハードルが高いように思われる。

(13) [職場]—⑦ 試用期間 本採用拒否無効事件

平成24年(2012年)8月23日 東京地裁判決
請求認容（被告控訴取下げにより一審判決確定）

<事案の概要>

平成21年(2009年)11月9日に被告（社長と従業員計4名の株式会社）に入社した原告が、入社後、

同社社長のタバコの煙に対し動悸、咳、不眠、頭痛、めまい、吐き気等の症状を生じ、ベランダで喫煙してもらおうようお願いしたが、同社長は、同年12月25日に原告に退職勧奨を行い、休職を命じて就労を拒絶し、平成22年1月31日付けで本採用を不可とした。

<判決要旨>

被告代表者は、使用者の責務として（労働契約法5条）、原告に対し、より積極的に分煙措置の徹底を図る姿勢を示した上、就労を促し、その勤務を続けさせる必要があったものというべきである。ところが被告代表者は、分煙措置の徹底を求める原告を疎ましく思う余り、原告に対し、本件解約権を行使したものである。被告の判断は、如何にも拙速というよりほかない。本件解約権の行使は、社会通念上相当として是認され得る場合には当たらず、その権利を濫用したものととして、無効である。

労働契約法5条に健康増進法25条、労働安全衛生法71条の2の趣旨・目的等を併せ考慮すると、使用者である被告は、原告が本件雇用契約を締結し、被告に入社した当時において、原告に対し、その業務の遂行場所である被告事務室の管理に当たり、当該事務室の状況等に応じて、一定の範囲内で受働喫煙の危険性から原告の生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務を負っているものと解される。

しかし、原告と被告代表者は常に一緒に事務室にいたわけではなく、むしろ出張、営業活動（外回り）等により同室時間はそれほど多くはなかったこと、また被告においても喫煙はベランダに出て行うなど一定の範囲で分煙の意識が生じていたこと、診断書は1か月余り後に作成されたものであって、原告が最も被告事務室において受働喫煙に曝されていた時期に診断書が作成されなかったことなどの事情を指

摘することができる。以上の各事情を併せ考慮すると、原告の体調不良と被告事務室内における受働喫煙との間には、一定の関連性があることは否定しがたいものの、その関連の程度、態様等を考慮すると、分煙措置の徹底をはからなかったことをもって、被告は、受働喫煙の危険性から保護するよう配慮すべき法的義務に違反したとまではいい難い。よって、損害賠償請求は理由がない。

<判決の意義>

本判決は、試用期間中の本採用拒否が無効であるとして、民法536条2項により就労拒絶期間中の賃金（給与）の支払いを命じ、結果として遅延損害金もあわせて、被告に金475万円の支払いを命じた。

一般に試用期間中の本採用拒否（解雇）は、通常の解雇と比較し広い範囲で容認されると理解されているが、本判決は、使用者の趣味・嗜好等に基づく恣意的判断のおそれを指摘し、本採用拒否の範囲に歯止めをかけたものと言える。

これまでも労働者が受働喫煙防止を要望したことに対して、使用者が報復的に解雇したという係争事例が複数あり、和解によって解決した例もあったが（前記(4)(9)[職場]－②④）、本件はこれに関する初の判決として、実務上、大きな意義を有するものといえる。本判決により、このような試用期間中の本採用拒否が無効とされたことから、本採用後の解雇は一層無効とされる可能性が高いものと考えられる。

また、判決により、使用者が、受働喫煙に関する安全配慮義務を負っていることが、改めて明示され、前記(3)[職場]①江戸川区職場受働喫煙訴訟の規範が実務上定着してきたと評価できる。もともと、一般的な規範及び義務については認めつつも、本件事案へのあてはめでは、受働喫煙に関する慰謝料100万円の請求は認容しなかった。その理由として、特

に、診断書の提出時期を挙げている点に留意する必要があると思われる。

(14) [職場]—⑧ 岩手県職員 自動車内残留たばこ煙 化学物質過敏症事件

平成 24 年(2012 年)10 月 5 日 盛岡地裁判決

請求棄却請求認容

<事案の概要>

被告(岩手県)に勤務する原告が、公用車内における残留たばこ煙に係る受動喫煙によって化学物質過敏症を発症したとして、不法行為、債務不履行または国家賠償法に基づく損害賠償を求めた事案。

<判決要旨>

平成 20 年 1 月の時点では、健康増進法が施行されてから 4 年半以上が経過し、たばこ規制枠組条約が効力を生じてから約 3 年が経過していたのであり、しかも、受動喫煙が健康に対して一定の悪影響を及ぼすことが平成 15 年通達において指摘され、受動喫煙に関する報道もされていたことなどからすれば、同月の時点において、受動喫煙が健康に一定の悪影響を及ぼすことは、社会的に広く認知されるようになっていた。そして、その時点において、職場で受動喫煙防止対策を講ずることは、国によって推進されていたということができ、特に地方公共団体の職場については、そのような対策を講ずることが求められていた。

もっとも、残留たばこ煙(たばこの煙に由来する化学物質や浮遊粉じんが喫煙後に残留している空気環境)に含まれる化学物質等による影響が社会において一般的に認知され、これに対する対策の必要性が認識されていたということは困難である。

平成 20 年 1 月の時点において、求められていたのは、喫煙によって現に生じている副流煙などのた

ばこの煙を吸わされないように分煙などを徹底することであったというべきであり、同月の時点において、残留たばこ煙に曝されることがないように対策を講ずべきだとする認識が、社会において広く一般的に受容されていたとはおよそいい難い。

<判決に対する批評>

本件は、残留たばこ煙に関する新しい訴訟事例とすることができる。判決は、平成 20 年(2008 年)1 月時点の、受動喫煙の悪影響に関する社会的認知及び分煙の徹底については、明確に論じているが、新しい問題である「残留たばこ煙」に関する職場の責任は認めなかった。

今後、「残留たばこ煙」に関する啓発・知識の普及・浸透がなされていくことが望ましいと考えられる。

(15) [住宅] マンションベランダ受動喫煙訴訟

平成 24 年(2012 年)12 月 13 日 名古屋地裁判決

(双方控訴せず確定)

<事案の概要>

同じマンション内において原告の居室の真下に居住する被告が、被告の居室ベランダで喫煙を継続したことにより、原告のベランダ及び室内にタバコの煙が流れ込み原告の体調を悪化させ、精神的肉体的損害を受けたとして、被告に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案

<判決要旨>

自己の所有建物内であっても、いかなる行為も許されるというものではなく、当該行為が、第三者に著しい不利益を及ぼす場合には、制限が加えられることがあるのはやむを得ない。

タバコの煙が喫煙者のみならず、その周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること、一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、

いずれも公知の事実である。

マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得る。このことは、当該マンションの使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても同様である。

本件マンションの立地は、日常的に窓を閉め切り空調設備を用いることが望まれるような環境ということではできず、原告が季節を問わず窓を開けていたことをもって、原告に落ち度があるということではできない。

原告は、平成22年5月2日ころには、自分が喘息であって、タバコの煙によって強いストレスを感じていることを記載して、ベランダでの喫煙のみをやめるよう被告に求め、平成23年4月ころにも重ねてベランダでの喫煙をやめるよう、直接、被告に告げ、管理組合をして回覧又は掲示もさせているのであり、そうであるとする、遅くとも、平成23年5月以降、被告が、原告に対する配慮をすることなく、自室のベランダで喫煙を継続する行為は、原告に対する不法行為になるものといえることができる。

被告は、本件マンションに居住するようになったのは被告が先であると主張する。しかし、ベランダでの喫煙は、第三者から容易に確認することができないから、原告が自らタバコの煙が上がってくるような場所を選んで居住したものであるといえる。また、タバコの煙を嫌う原告が、居住先を選ぶ際に十分な調査を怠ったということもできない。したがって、後から居住したことをもって、原告が被告のベランダでの喫煙によるタバコの煙を受忍すべきということではできない。

原告は、タバコの煙について嫌悪感を有し、重ねて被告にベランダでの喫煙をやめるよう申し入れているところ、被告が、原告の申し入れにもかかわらず、ベランダでの喫煙を継続したことにより、原告に精神的損害が生じたことは容易に認められる。

<判決の意義>

平成23年5月以降の約4か月半(但し、平日の日中は、午前中のみ)についての慰謝料として、金5万円を認めた。慰謝料の金額は高くはないものの、ベランダ喫煙が不法行為になることを初めて認めた判決として、ニュース報道もされ、今後実務上の意義は大きい判決といえる。

かつての前記(1)[公共](交通)①や(2)[製業]①の判決では、の判決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を認定していなかったが、前記(3)[職場]①江戸川区職場受動喫煙訴訟判決で、受動喫煙による慢性疾患への影響を肯定する認定がなされ、さらに、本判決では、もはや「公知の事実」として証明不要としている点も注目し得る。

また、前記(1)[公共](交通)①や(2)[製業]①の判決では、の判決では、受動喫煙による急性影響を受忍限度などとしていたのに比べ、前記(3)[職場]①江戸川区職場受動喫煙訴訟と同様、急性影響の損害賠償を肯定している(なお、前記(5)[公共](屋外)①も受忍限度論を採るが、法施行からの期間を重視した判断であり、従前の受忍限度論とはその内実がやや異なる。)

こうした(3)[職場]①江戸川区職場受動喫煙訴訟や(15)[住宅]ベランダ受動喫煙訴訟判決の傾向からすると、急性影響に関する受忍限度論を採用しないことが、裁判上、定着してきたとも評価し得る。

(16) [製業]一② 喉頭がん・狭心症 対JT訴訟

平成 25 年(2013 年)12 月 17 日 東京地裁判決
請求棄却(控訴審係属中)

<事案の概要>

原告は生来の非喫煙者で、タクシー運転手として長年昭和 28 年(1953 年)から平成 13 年(2001 年)頃までにわたり乗客の受動喫煙に日々さらされ、狭心症・喉頭がん等を発症したとして、日本たばこ産業株式会社(日本専売公社当時の責任を含む)に対して、金 1000 万円の損害賠償、紙巻タバコの製造販売の差止め、全てのパッケージへの受動喫煙の警告表示、受動喫煙の害を矮小化する被告ホームページ記述の削除、謝罪広告を請求した訴訟。

<判決要旨>

受動喫煙は、少なくとも、肺がん等の一部の呼吸器系のがんや虚血性心疾患に原因を与える因子として医学的な関連性が肯定されることについては、既に広い範囲でのコンセンサスが成立していると認めることができる。

この点、被告は、受動喫煙の健康への影響は、上記の限度でさえ確立した知見になっていないと強く主張している。しかし、そうした攻撃によって疫学研究成果を否定しようとするのが、真摯に科学的な態度であるとはいえない。また、受動喫煙についてこれまで蓄積されてきた疫学調査研究による実証的な成果を否定する理由にならない。

<判決に対する批評>

裁判所は、被告 J T の主張を「真摯に科学的な態度であるとはいえない。」と断じて、J T の主張を排斥した上で、受動喫煙が重大な慢性疾患の原因であることを認めた。

しかしながら、判決は、受動喫煙と喉頭癌との一般的因果関係、受動喫煙と原告の狭心症との個別的因果関係等を認めなかった。この点に関しては、他

の公害判例に照らして妥当性を欠くものとして、現在、控訴審で争われている。

次に、裁判所は、原告の急性影響(目の痛み、咽頭痛、頭痛、せき等)と受動喫煙の因果関係、原告主張の「行動の自由の制約」について認めた(なお、前述のとおり、かつての裁判は、受動喫煙の急性影響について「受忍限度論」を用いて請求棄却していたが、この判決も「受忍限度論」を採っていない。)

しかしながら、この判決は、「そもそも受動喫煙の直接の原因行為は、喫煙者による喫煙であり、被告によるたばこ製造・販売は、これに間接的に関与しているにすぎない。」などとして、被告の責任を否定した。この点についても、被告の販売態様(警告表示義務・情報開示義務違反)、ニコチンの依存性等を含めて、再度控訴審で争われている。

D. 考察

上記 C. 研究結果において、個別の裁判に対する考察を適宜述べた。

E. 結論

受動喫煙に対する法的評価は、従前と昨今とで大きな変化が見られる。

かつての判決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を認定していなかったが、近時の判決では、受動喫煙による慢性疾患への影響を明確に肯定する認定がなされている。

また、かつての判決では、受動喫煙による急性影響を受忍限度などとして損害賠償請求を否定していたのに比べ、近時の判決では、急性影響の損害賠償を肯定している。

職場の使用者が受動喫煙に関する安全配慮義務を負っていることは、既に実務上定着していると評価でき、また、受動喫煙が不法行為を構成することも認められつつある。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 岡本光樹. FCTC 履行と訴訟による政策実現.
日本禁煙推進医師歯科医師連盟 2012年2月12日
- 2) Koki Okamoto. Non-Compliance with FCTC
Article 5.3 and Article 19 in Japan. The
10th APACT Conference 2013年8月21日

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

たばこ規制の行動経済・医療経済学的評価

研究分担者 後藤 励 京都大学 白眉センター特定准教授
五十嵐 中 東京大学 薬学研究科助教

研究要旨

非喫煙者も含めた集団の選好をコンジョイント分析によって評価した。税込増加と喫煙率減少は、どちらも好ましい状況と判断された。たばこ価格とたばこの価格弾力性を変化させた場合、「理想」とされるたばこ価格は、弾力性が -0.5 と大きい場合でも、700円程度、弾力性が -0.3 の場合では1,050円程度となった。また、受動喫煙の防止の経済的影響として、売り上げや雇用への影響の有無が論点となる。海外では、地域毎の政策のタイミングの違いを利用した時系列研究が行われており、日本でも売り上げデータに基づいた同種の研究を行うことが求められる。

A. 研究目的

本年度は、i)コンジョイント分析による「理想的タバコ価格の推計」を実施するとともに、ii) 公共空間、とくに飲食店における禁煙施策の実施が売り上げに与える影響についての過去の研究の整理を行った。

B. 研究方法

i)コンジョイント分析による「理想的タバコ価格の推計」

たばこ価格がたばこ消費や喫煙率を下げるのに効果があることは学術上異論がない。日本の様に国全体で一斉に価格が一律変化する状況では、行動に対するたばこ価格が与える影響のみを取り出して分析をすることは難しい。そのため、公表された喫煙率や消費のデータをバイアスに注意して分析するか、仮定の質問に対する人々の回答から分析する方向で研究が進められてきた。後者のアプローチを表明選好法による分析と呼ぶが、コンジョイント分析はその代表的な方法である。過去の研究班でのコンジョイント分析は、各種の禁煙政策（価格値上げや公共空間の禁煙、禁煙治療へのアクセス向上）が喫煙者の禁煙チャレンジ確率に与える影響を定量化することを目的とし、現在喫煙者を対象に調査を行っていた。

(1)

しかし、たばこ税が一般財源として使われ年間2兆円ほどの税収となるとすると、たばこ税にまつわる政策決定の議論は喫煙者のみを説得すれば良いという問題ではない。非喫煙者にと

っては、たばこ税増税によって、たとえば喫煙率の低下による受動喫煙のリスクの低下と同時に、税込の変化に直面する。こうした変化に対して非喫煙者を含めた一般国民はどのような態度をとるのだろうか？

本年度は、税込および喫煙率に対する選好を評価し、喫煙者・非喫煙者双方にとって理想的となるタバコ価格を推計するために、喫煙者と非喫煙者双方を対象に調査を行った。調査参加者の年齢・性・喫煙率の分布は、人口分布と国民健康・栄養調査の喫煙率で調整した。

具体的には、「税込が増えること」「喫煙率が下がること」をより好ましいと思うと仮定した上で、税込および喫煙率の変化量について複数の水準を設定した。あわせて、「若年層に対する禁煙施策の強化の有無」と、「たばこ税の用途（禁煙対策に使用・目的を定めず一般財源として使用）」の2つを因子として設定し、4因子を組み合わせた政策を提示した。回答者には、提示した政策が望ましいと思うか否かを質問した。

各因子には、以下のように2-5水準を設定した。喫煙率と税込は、変化率だけでなく変化後の数値をあわせて提示した。カッコ内の単語は、解析に使用した因子名を示す。

- 喫煙率 (wholesmoke): 5水準
 - 60%減少 (7.8%)
 - 40%減少 (11.7%)
 - 20%減少 (17.6%)
 - 10%減少 (17.6%)